# 平成26年第1回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成26年4月7日 (月曜日) 1日間 本会議1日

平成26年4月7日第1回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第1日)														
	1番 原	田	肴	<u>,</u>	2番	寺	﨑	太	彦	3番	橋	本	重	雄
出席議員	4番 碇	J	勝行	E	5番	松	田	俊	和	6番	岡		光	廣
(10名)	7番 吉	富		Z E	8番	大	Ш	隆	城	9番	林		眞	敏
	10番 中	山 :	五	É										
欠席議員 (0名)														
地方自治法	町	長	武	廣	勇	平		副	町	長	八	谷	伸	治
第121条の	教育	長	矢重	力丸	壽	之		会 計	*管理	者	江	﨑	文	男
規定により	総務課	長	北	島		徹		企區	町 課	長	髙	島	浩	介
説明のため	住民課	長	江	頭	欣	宏		健康	福祉課	:長	岡		義	行
会議に出席	文化課	長	原	田	大	介								
した者の職														
氏名														
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局	昂長	鶴	田	良	弘		議会事	事務局係	長	石	橋	英	次

#### 議事日程 平成26年4月7日 午後1時30分開会(開議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長のあいさつ

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

日程第5 議案審議

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(上峰町国民健康保

険条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案審議

議案第32号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第1号)

日程第7 討論・採決

#### 午後 1 時29分 開会

## 〇議長(中山五雄君)

皆さんこんにちは。本日は平成26年第1回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御 多忙の中、御参集いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26 年第1回上峰町議会臨時会を開会いたします。

その前に、風邪を引いておられる方はマスクの着用を許します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

## 〇議長(中山五雄君)

日程第1.会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番原田希君及び2番寺崎太彦君を 指名いたします。

# 日程第2 会期の決定について

# 〇議長(中山五雄君)

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 日程第3 町長のあいさつ

# 〇議長(中山五雄君)

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いします。

# 〇町長 (武廣勇平君)

皆様こんにちは。平成26年第1回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の 皆様には公私ともに大変御多忙の中、御出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。

本日は専決処分の承認を1議案と補正予算を1議案上程させていただいております。よろ しく御審議のほどお願いを申し上げます。

## 〇議長(中山五雄君)

これで町長の挨拶が終わりました。

# 日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

#### 〇議長(中山五雄君)

日程第4. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

## 〇町長 (武廣勇平君)

それでは、議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。

本議案は、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について御承認を求めるものでございます。

内容は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る課税限度額を、後期高齢者支援金は140千円から160千円に、介護納付金は120千円から140千円にそれぞれ改めるものでございます。

同時に、低所得者の保険税の軽減措置の対象を拡大するために、軽減判定所得の引き上げ を行うものでございます。

平成26年4月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第32号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第1号)。

平成26年度上峰町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,717,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年4月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、2議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上 げます。

# 〇議長(中山五雄君)

ただいま町長より2議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

#### 〇健康福祉課長(岡 義行君)

皆様こんにちは。それでは、私のほうから、議案第31号の補足説明をさせていただきます。

地方税法の一部改正に伴いまして、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額、この限度額を 140千円から160千円に引き上げ、介護納付金課税限度額、これを120千円から140千円に引き 上げるものでございます。

また、軽減判定所得で軽減措置の対象者の拡大をするために、5割軽減基準額及び2割軽減基準額の判定所得の引き上げをするものでございます。なお、この改正によりまして、基礎課税額を含めた限度額は、平成25年度までは770千円でございましたけれども、改正後、810千円になります。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第13条第3項中の後期高齢者支援金等課税額の140千円を160千円に、第13条第4項中の介護納付金課税額の120千円を140千円に、第13条の2国民健康保険税の減額中の後期高齢者支援金等課税額の140千円を160千円に——裏面をお願いします——その介護納付金課税額の120千円を140千円に改正するものでございます。

また、13条の2号、5割軽減で「当該納税義務者を除く。」を削りまして、330千円に被保険者1人につき245千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者とし、13条の3号で2割軽減で1人につき350千円を、これを1人につき450千円に改正をし、低所得者の保険税の軽減措置の対象者を拡大するための改正でございます。

以上で補足説明を終わります。御審議の上、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明ありませんか。

# 〇企画課長(髙島浩介君)

皆様こんにちは。説明に入ります前に、一言御挨拶をさせていただきます。

私、4月1日付で企画課長を拝命いたしました髙島でございます。ふなれで皆様方にはお聞き苦しい点、また、多々御迷惑をかける点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

議案第32号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第1号)について補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元のほうの予算書の準備をお願いいたします。

まず、予算書のほうの2ページをお開きください。2ページのほうをお願いいたします。 歳入歳出予算補正ということで、まず歳入のほうからですが、款の13. 国庫支出金、項の 2. 国庫補助金、補正額10,000千円、計の423,785千円。

続きまして、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、補正額4,234千円、計の245,742千円。 歳入の合計といたしまして、補正額が14,234千円、計の3,717,227千円。

続きまして、下のページ、3ページになりますが、歳出。

款の2.総務費、項の1.総務管理費、補正額2,734千円、計の425,266千円。

続きまして、款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、補正額11,500千円、計の469,021千円。

歳出合計、補正額14,234千円、計の3,717,227千円ということになっております。

続きまして、一般会計補正予算書の説明書のほうの3ページをお願いいたします。

3ページ、まず歳入のほうからでございます。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の2. 教育費国庫補助金、区分で過疎地域等自立活性化推進交付金10,000千円ということで、こちらは3月19日付で交付金の内示をいただいたところによる追加でございます。

続きまして、下の段に参ります。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、区分の1. 財政調整基金繰入金ということで、これは今回の補正によります歳入歳出の差額分を補塡するものでございます。

これによりまして、基金の積立残額は149,988千円となっております。

続きまして、次のページ、4ページのほうに入ります。

歳出の下のほうの項目になりますが、10の教育費、款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の3. 文化財保護費で、19節. 負担金、補助及び交付金ということで、米多浮立継承振興活動補助金ということで、これは先ほどの過疎地域等自立活性化推進交付金の歳入に伴います米多浮立への補助金となっております。

以上で議案第32号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御了解くださいますよう、よろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はありませんか。

## 〇総務課長(北島 徹君)

皆さんこんにちは。私、4月1日付の異動で企画のほうから総務課のほうに参っております。今まで同様、御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、私のほうからは、議案第32号の予算の内訳の説明をさせていただきたいと思います。

明細のほうの4ページ、歳出のところでございます。

款の2.総務費、項の1.総務管理費、目の1.一般管理費、こちらのほうに今回2,734 千円の補正をお願いいたしております。

内訳といたしまして、節の1.報酬2,348千円、嘱託員報酬としております。この部分につきましては、警察官OBの方を今回雇用を計画いたしておりまして、その方の報酬でございます。月額213,400円を予定いたしておりまして、雇用期間としましては5月から来年の3月までの十一月ということで積算をさせていただいております。これによる合計の金額が2,347,400円というふうになってまいります。

なお、具体的な人選につきましては、県の防犯協会等にお願いをしたいというふうに考え ておりまして、相手のあることでもございますし、協議の中で具体的な雇用の状態とか、そ れから配置、そういったものも固まってまいるというふうに考えております。

続きまして、その下の節の4. 共済費でございます。386千円。これにつきましては、嘱託員の方の共済費ということで、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料でございます。

さて、肝心な今回のこの嘱託員の配置の必要性ということでございますけれども、住民の方による、少し度を超しているんじゃないかといったような苦情、それからクレーム、反社会的勢力等の来庁などによる種々の問題ということにつきましては、現在までのところ、職員で対応をしてまいってきております。しかし、職員につきましては、もちろん専門家でもございませんし、その対応にはなかなか長い時間を要するというか、なかなかスムーズにいかないと。またおのずと、先ほど言いましたように、専門家でもないもので限界がございまして、うまく処理できているとはなかなか言えないという実情もございます。クレーマーが庁舎を我が物顔で闊歩するような、そういった役場であっては、役場においでになった一般町民の方々が嫌な思いをされるというふうに思いますし、そういうことがあってはならないというふうに考えております。それで、そういう問題を解決するには、専門的なスキルを擁した警察官OBの方に庁内にいていただいて、そのことによって本町の行政が業務遅滞を招

かないよう予防措置というものを講じるということが最善ではなかろうかということで考え て予算をお願いしているというところでございます。

以上で私のほうからの補足説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

# 〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明ありませんか。

## 〇文化課長 (原田大介君)

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第32号の過疎地域等自立活性化推進交付金の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、この事業でございますが、総務省の平成25年度補正予算で上げられた事業でございます。去年の12月に第1回目の事業の申請の予定での調査がございまして、それから、1月14日に実施計画書を提出いたしました。3月19日に内示をいただきまして、3月25日、交付金の申請書を提出しているという経緯で今日まで参っております。

事業の中身につきましては、米多浮立を通して大字前牟田地区の活性化を図ろうという事業でございます。

中身につきましては、大きく3本の事業を予定しております。

1本目は、米多浮立の保存継承振興にかかわります総合計画を策定していきたいという事業でございます。これにつきましては、専門のコンサルタントにそういった計画の策定を委託して、今後の米多浮立の保存継承についての取り組み等をここで策定させていただくといった計画が1つあります。

もう1点は、現在、浮立の奉納場所として使われております若宮神社、これは明治時代に 建設されまして、その後、老松神社に神社自体は合祀されておりますが、その後、今日まで 浮立のお下りの奉納の場ということで建物が使われております。建物自体が大分老朽化が進 んでおりまして、台風等で建物が倒壊するんじゃないかという危惧が地元のほうでは持たれ ておりまして、今回、この事業でその建物の建て直しということで整備をしたいと考えてい るところでございます。で、建物の整備後は現在の浮立の場としてだけではなくて、浮立の 道具をおさめる収蔵庫、それと、おさめた状態をいつでも見ていただけるような展示、それ から、収蔵を兼ねたような、付加価値を持ったような建物にしていきたいということを考え ております。

3番目の事業ですが、御旅所建設後、そこを会場にPR、浮立の振興事業ということで現在考えておりますのは、子供たちによる子供米多浮立を開催したいということを考えております。これだけではなくて、将来的にはそういったイベントを今の若宮神社の場所で開催していくことによって、前牟田地区の活性化を図りたいということで考えているところでございます。

事業の中身としましては、大きくその3つでございます。

事業費の内訳につきましては総合計画と、それから、米多浮立のPR事業につきましては 大体3,900千円程度を予定しております。これにつきましては、前々からお話がありました 「てんりゅうくん」の着ぐるみのキャラクターを米多浮立のキャラクターとして今回作製し ていきたいという計画もあわせて盛り込んでおります。それに、若宮神社御旅所の整備費、 建設費につきましては、建設の計画の策定から建設工事まで全体で9,100千円程度の経費を 申請しておりまして、合計で13,000千円の事業となっております。これにつきまして交付金 が10,000千円ですので、その残りの3,000千円を町と米多浮立保存会、それから、大字前牟 田地区で50%ずつ負担して、この事業をやっていきたいというものでございます。

事業の着手自体が申請でいきますと、4月から事業着手ということになっておりますので、 今回、この時期に補正予算として上程させてもらっております。よろしく御審議のほどお願 いいたします。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(中山五雄君)

ないようですので、補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

## 日程第5 議案第31号

## 〇議長(中山五雄君)

日程第5. 議案審議。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

## 〇7番(吉富 隆君)

お尋ねでございますが、この31号につきましては4月1日施行というふうになっておるようでございます。そうしますと、13条3項、4項につきまして、これはいつ決定がなされたんでしょうかね。一応お尋ねをいたします。

## 〇健康福祉課長(岡 義行君)

この分につきましてが3月の国会のほうで審議されまして、3月31日に国のほうで公布されまして、それを受けまして、各市町が専決処分ということで3月31日に処分をしたものでございます。

以上でございます。

## 〇議長(中山五雄君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ありませんか。

## 〇4番(碇 勝征君)

今回のこの地方税法の改正に伴いまして、軽減措置ですかね、ここら付近が変わってくる かと思いますけど、税のほうに直接どういう形で反映されていくのか、見込み的なことがあ ればお教えいただきたいと思います。

## 〇健康福祉課長(岡 義行君)

この税につきましてが、平成26年度からの税でありまして、現在、税の確定申告でその整理が行われまして、今度の6月に平成26年度分の課税を出しまして、その分で出てきますけれども、現在のところ、直接的にその税が幾らになるかというのはまだ出ておりませんけれども、平成25年度分でいきますと、限度額の部分でいきますと、770千円が810千円ということでその限度額が上がります。その限度額の関係で医療分基礎分としましてが、前年度、25年度は32世帯あっております。それから、後期高齢の支援金分ということで20世帯、それから、介護の分で16世帯あっています。この部分で、この世帯の方々が770千円の限度額になっておりまして、平成26年度がこれが810千円ということで限度額が上がりますので、その限度額の方が若干ふえてくると。また、5割軽減、2割軽減の方につきましては、軽減の対象範囲がふえますので、その軽減額でその税額が落ちてくるということになります。

以上です。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 〇議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

## 日程第6 議案第32号

#### 〇議長(中山五雄君)

日程第6. 議案審議。

議案第32号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第1号)。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

# ○ 9番(林 眞敏君)

この米多浮立については私もずっとすごく気にかけて、町の事業としてはぜひとも必要であるということで思っておりました。今回、この事業を起こされるということで画期的なことだと思っております。

この中で、先ほど原田課長の言われた米多浮立の保存に対する総合計画ということでありましたけれども、この中ではどの程度まで踏み込んでいただけるのかということについてお尋ねをします。特にこの米多浮立は米多地域の活性、振興というのに大きな力になると思い

ます。さらに一歩踏み込んでいただいて、上峰町の財産、もう県の無形文化財でありますし、 上峰町の財産とまで、どこまで入っていけるのかということをお願いしたい。ちなみに鹿島 の面浮立におきましても、最初は小さな地域の事業であったのが、だんだんだんだん年を経 過するにつれて、町としての大きな催事、お祭り事業と発展してきておりますので、このあ たりもこの総合計画の中で考えていかれるのであれば、そこまで踏み込んで入っていただき たいという私の希望であります。

# 〇文化課長 (原田大介君)

ただいまの林議員の御質問ですが、私どもとしましても、今回せっかくこういった機会で ございますので、まずは浮立を通して大字前牟田地区を活性化させたいと。で、将来的には もちろん町の代表的な文化行事として取り扱っていくというところまで含めたところで計画 は考えていきたいと思っております。

以上です。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

# 〇議長(中山五雄君)

ほかに質疑ありませんか。

#### 〇1番(原田 希君)

4ページの項の総務管理費ですけど、警察官OBの方を雇用されるということで、苦情等の対応で必要性があるということでしたが、何で今回提案をされたかということですね。当初予算ではいけなかったのかということで質問をさせていただきます。

# 〇総務課長(北島 徹君)

当初予算は、御存じのように、大体12月ぐらいに締め切っておりまして、この報酬につきましては話し合いをしているということで、その大体の内容が決まったような段階で予算をなるだけ早く計上したほうがいいだろうというような引き継ぎを私のほうも受けておりました。それで、今回、米多浮立の関連で補正予算を計上するということでございましたので、それに合わせて、それに乗せていただいてといいますか、今回、予算の計上をお願いしたというところでございます。

#### 〇議長(中山五雄君)

原田議員、いいですか。 ほかに質疑ありませんか。

## 〇7番(吉富 隆君)

原田議員の関連でございますが、今、総務課長が説明したことについて、何か米多浮立に 乗せて提案するとかさ、とんでもないよ。そうでしょう。計画性があって初めて人事案件で すから、これはやるべきですよ。きょうの臨時議会ってここがメーンじゃないの。そうでし ょう。何があったのか、もう少しきちっとした形で説明をしなくちゃ。人事案件は臨時議会 でやるべきもんじゃないよ。臨時議会は緊急性を要するとなっているはず。この人事案件を 何かひょっと横から吹き出したようなことでやるべき問題じゃないでしょうもん。いろいろな問題のうわささえ僕たちは知らなかったし、議案書を見て、これは人事案件だなというふうに考えたところでございますけれどもね。行政は何考えとるね。もうちょっとやり方があるじゃないの。議会には委員会もある、全協もできる、本議会で説明ができなきゃ、そこでやるべきじゃないですか、きちっと。何が困っているの。行政はサービス業なんだよ。町民からの意見は対応していく、それが行政の仕事だと僕は思う。

こういう例は、佐賀県でもみやき町にあるんだよ。みやき町は言うまでもないことですよね。それは安全で安心な職場づくりも必要です。まちづくりも必要だと僕も思う。しかし、急激に、3月定例会が終わって一月もたたないうちに臨時議会って、人事案件やるべきなの。行政には計画性が全然ないじゃないですか。何が問題が起きたの。どういう状況にあるのかね。どうしてもやらなきゃならないということであれば、それはやるべきだと思う。予算を組まなきゃ、議会に何も説明する必要もないと思う。予算は必ず議会の議決が必要なんですよ。何だかんだ僕は説明することも要らないじゃないですか。執行部の方、全員の課長さんたちも町長を初めこれはわかっているはず。どういうことですか。問題点にね、ちょっとこれは説明があったんだけれども、これはうわささえ出てきていないんだよ。恐らく課長さんたちは全部知らないばすよ、協議をしてきたと言うけど。町民の税金を使うのに、人を雇うということなんですよ。そんな簡単にやっていいの。もう少し詳しいお話をされて、そして、なるほどということであれば問題ないと思う。これは問題だよ。

じゃ、例えば、警察OBを雇用して、解決できますか。誰が来るか知らないけど。どうなんですか、執行部のお考えは。私が言いよっとが間違いというなら間違いと言ってください。 執行部のお考えを、いま一度お尋ねいたします。

#### 〇議長(中山五雄君)

執行部、答弁を。

# 〇町長 (武廣勇平君)

この件は、今申し上げましたように、12月に当初予算を締め切った後の出来事で、これまでと非常に事案として性格が違うのは、連続的、そして、先鋭的な要求を行政に求められており、それが各課だけでなく、これは住民課の案件が一つのこの予算の根拠にはなっておりますけれども、住民課だけでなく、各課にわたり、執拗な嫌がらせ、また、私自身も被害を受けているところでございます。

行政の遅滞は許されないということと、特に詳細は担当課長から、住民課長からお話しいただきたいと思いますが、命、安心・安全、職員の安心・安全を確保しなければ、この事案がわかっていて、もし問題、大変な事件等に発展した場合に、私としては責任はとれないという判断をいたしたところでございます。

今の説明では、議員の皆様方に詳細がわからないと思いますので、事案について詳しく説

明を担当課長から答弁させます。

# 〇住民課長 (江頭欣宏君)

皆さんこんにちは。今、町長が申されました内容について御報告します。

ことし2月12日水曜日午後3時50分ごろ、庁舎1階住民課窓口カウンターに来られ、パスポート申請をしたいと申されましたので、係員が必要書類の説明をすると、6カ月以内に写真を提出すべき法的根拠は何かとの質問をされました。係員が調査をしていると、「早くしろ」などの大声を出され始めたので、私が直接応対をさせていただきました。そこの中で、北方領土へ行く場合にパスポートは要るか、ビザは必要か、尖閣諸島に日本の国会議員が上陸したのは違法か適法か、尖閣諸島の対象島に上がるためには国の許可が必要かなどの領土問題の難題を言われました。私は、外務省の旅券法に基づく町の旅券発給事務以外であるため、「わからない」と回答すると、「腐っても役場の住民課長やろう」とか「それでも住民課の課長か」と罵声を浴びせられました。午後5時になった時点で、いきなり係員に口頭で3点宿題を出されました。まず1点目、新潟からウラジオストク経由で北方領土への渡航申請はできるのか。2点目、海外での結婚に関する婚姻要件具備証明書の発行について、相手ベラルーシ共和国とロシアソチ。3点目、日本大使館で発行してもらう婚姻要件具備証明書の有効と認められる期間はいつまでか。訳文は読めるか。以上、3点を出し、2週間猶予をやるので回答しろと言って帰られました。

翌日、2月13日木曜日午後3時過ぎに私に電話がありました。内容は昨日の宿題について担当者から聞いたか。2週間の猶予をやるので公文書で回答をすることと言われましたので、私は所管は外務省であるため回答はお断りしますと言いました。すると、「首をはねるぞ」と言われましたので、私は身の危険を感じ、再度「回答はお断りします」と言って電話を切りました。

しかし、いつまた電話があるか不安でしたので、2月20日木曜日、副町長に相談し、鳥栖 警察署に出向き、今までの経過を話しました。警察対応は江頭課長の身の危険を感じての警 察相談として受け付けをするということでしていただきました。

翌日、2月21日金曜日午後1時30分に、庁舎2階総務課前のテーブルにおいて本人が来庁され、私を呼ばれました。回答を求めると言われましたが、私は昨日身の危険を感じたので警察署へ相談したことを伝えました。そこの中で警察はどこの誰か言えと言われましたので、相談した鳥栖警察署の警察官に電話を入れ、本人が来庁されていることを伝え、出てきてくださいとお願いをしたところ、「何が身の危険か。何もわからない住民課長とは話はできない」と言って帰られました。その後、午後2時45分ごろ、鳥栖警察署の警察官2名がお見えになりましたので、事情を説明しました。今後、身の危険を感じたならば、110番通報するよう指導を受けました。

翌日、2月22日土曜日午前9時10分ごろ、本人より係員の自宅に電話があり、係員は土曜

開庁業務についており不在で、奥さんが対応をされており、怖くなって警察に連絡をすると 言ったら、電話を切られたとのことでした。

以前にも単発的に同様の被害を受けており、自宅まで執拗に電話があっております。今回は継続的であり、住民記録係としては大変不安でなりません。このことについても鳥栖警察署に報告をしており、現在は月2回程度本町へ巡視で立ち寄られております。その後、住民課には来庁されておりませんが、3月中旬に入り、ほかにも飲酒されたお客様が数名おられ、大声を上げ、意味不明な苦情を言って、来庁された町民の方に不愉快な思いをさせた面もあります。また、こういった方の対応は長時間に及ぶことが多く、平常業務に支障が生じるケースもあります。住民課としては、町民の皆様が安心して役場に来られるように努めて、いかなる不当要求行為などに対しても、法令遵守で職務遂行しており、いつでも即対応できる体制が必要と考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

# 〇7番(吉富 隆君)

いろいろな問題、今、私も初めて知ったわけでございますが、これを臨時議会まで開いて 予算を組むというのはいかがなもんかと、今でも僕は思います。

今までも役場に嫌がらせというのは、まだひどいことがあってきました。それは全部職員、 町長を初め、解決をしてきております。僕も本人じゃないけん、わかりませんが、身の危険 ということは、それは私もわからんわけじゃない。しかしながら、議会には何も相談もあっ ていない。いきなり本議会でこういう説明、これは議会の立場から見て、あってはならない ことなんですよ。あなたたちが一方的なことを言っているだけじゃないですか。そうでしょ う。

やはり鳥栖警察に届けたと言うけれども、事件にならなきゃ、警察もなかなか対応しない。 月に2回ぐらい、週に2回、月にでしょう。その程度でしょう。

こういうことは、やっぱりもう少し我慢をしていただいて、対応をきちっとしていく、それはあなたたちの、行政の仕事なんですよ。手を上げたとか、そういうことにはまだなっていない。誰が、どこの方がそういうことをやっておられるか知りませんけれども、もう少し議会対応というのがあるはずなんだよ。それもしない。本議会でぽーんと予算を組む、そして、対応する。

じゃ、この警察OBの方が来て、そういうことを言ったけんて、警察じゃないから権限ないもんね。ただ中身は詳しいでしょう。ここに2,700千円の予算を組んで、解決できると行政は判断するわけですか。この人、警察OBを雇用して解決できますか。できる保証はないでしょうもん。もうちょっと議会の立場というのを行政は考えてもらわなきゃ。議案として出せば何でも通るというようなことじゃないわけですよ。議員の皆さんもきょう初めて知った人が多いと思う。そうでしょうが。町民の皆さんが来るとに迷惑かかるからと、それも一

つの理由でしょう。しかし、対応をきちっとやるというのもあなたたちの仕事なんですよ。 今、課長の説明では、10回も20回も来ているわけじゃないじゃないですか。五、六回の話じゃないですか。それは今までも相当なことあってきました。毎日、担当課に来て、やかましゅう言う人もございました。私が議員になってちょうど16年目になりますが、今までも大きな問題って2点ありました。まず福祉バスをつくるときにありましたよね。その後にも毎日お見えになって、いろいろ行政に嫌がらせをしてきた経緯もあります。しかし、今まで行政できちっと対応してきています。

しかし、今回の、これは事件なんですよね。そうしますと、議会に対してあなたたちは何を考えているかと僕は言いたい。議会の立場から見るとね。もう少し議会にも議長と相談されて、委員会もある。委員会で協議をして、全員協議会をして、そして、結論を出して提案するなら話もわかるよ。本議会に一発勝負みたいな形で提案されても、これはできないよ。今までこういった例がない。予算が12月に云々とかいう話もあるけれども、ここで補正を組むのも、3月定例会で先に組むのも一緒なんですよ。人事案件は3月定例会でやるべきなんですよ。何でそこで提案せんの。あっているのが2月の月じゃないですか。臨時議会って、そう簡単にできるもんじゃないじゃないね。31号の問題だって専決でしょう。米多の問題だって専決でできる。これは過疎化対策事業で、町長が苦労して10,000千円取ってきておるわけですから。町長は、これを取るのにも大変苦労したと思うよ。これだって専決でできるんだよ。この32号の一般管理費の問題については、そう簡単に臨時議会でやるべきもんじゃないよ。違うのかね。町長どうね。3月定例会できちっと計画を持ってやるべきでしょうもん。嫌がらせがあっているのは何回ですか。それで2,700千円も予算を組む。例えば、OBを雇うたけんて、それが解決するかと。保証はないわけですから。もう少し議会と議論をした上でやるべきだよ。

3月の定例会でも、開会日の朝に僕は町長の目の前で好かんことば言ったはず。本議会というのはなあなあでできないんだから。人事案件は何が何でも、まあ、技術屋とかなんとか探しよって、途中で技術屋を採用せんばいかんという問題なら、補正もいいだろうし。これは納得するわけにいかないよ。行政の考えと議会の立場というのは、お互いが助け合うていかないとうまくいかない。お互いが行政の立場を考えてやる、行政は議会の立場を考えていかなきゃ。その中でもルールと常識があるはずなんだよ。

江頭課長、あなたが説明したとでんね、5回、6回程度なんですよ、嫌がらせされたのはね。一も二もなしに予算組んで、警察OBを雇うと。冒頭から説明に警察OBを雇うというようなことの説明で、納得できるわけないじゃないね。もう少し協議をしなくちゃ。だから、いつも議会のとき、僕が発言するとは口癖のごと言ってきた。議会の議長とよく相談ばせんかいと。臨時議会の要請しかしていないじゃないの。議長は要請があれば、オーケー出しますよ、当たり前のことだから。中身を精査して、きちっとした形を順序よくやっていかんけ

ん、このような問題が起きるたいね。私もだてや酔狂で議員をしとるわけじゃないからね。 これはできないよ、こんなことじゃ。人事案件じゃないですか。相手が誰かわからんけれど も、相手の人は行政の対応が悪かったって言われたらどうするの。町長、どがんしゅうと思 っとっとですか。費用対効果の問題も出てきますからね。ここで固有名詞は出されんやろう と思うたいね。どこの誰がどういうふうに言うてきたって。まだ厳しく言うた面もあるだろ うと思うたい。そういう説明がなけりゃ、こういう問題は解決はできないよ。きちっと執行 部は議会に説明責任があるんよ。どうですか、執行部のお考えは。(「議長、暫時休憩して 説明を求めたいと思います。暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

## 〇議長(中山五雄君)

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩午後2時50分 再開

## 〇議長(中山五雄君)

再開いたします。

議案審議の途中でございましたので、議案審議を再開いたします。

まず、執行部の答弁のほうからお願いします。

# 〇住民課長 (江頭欣宏君)

吉富議員の警察OBの必要性についてということであります。

特に先ほど申しましたように、対応した回数は私自身3回ですが、対応する中で足が震える思いの中で対応をさせてもらっております。特に「首をはねるぞ」と言われた場合はもう不安でなりません。そしてまた、係員についても同様に、窓口に来られていろんな形で無理難題を言われますと、回答に調べながら頑張っておりますけれども、足元が震えて、とても正常な状態で回答できる状態ではありませんので、ぜひ警察官のOBの配置をよろしくお願いいたします。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに答弁ありませんか。

# 〇副町長 (八谷伸治君)

私のほうからもお答えいたします。

先ほど来、住民課のほうの事案をるる説明しておりますが、このほかにも総務課のほうに も同じようなことを言われまして、長時間にわたって居座られているといいますか、そうい った状態のときもあっております。そのほか、町長のほうにも直接町長室のほうに入られま して、町長のほうに不当な要求、そういった類いのことを要求されているケースもあっております。

以上でございます。

## 〇町長 (武廣勇平君)

るる説明があって、住民課のみの事案だというふうに理解をされているかもしれませんが、私もこの2月12日以降、最初は連続的な事案でないということで、正直申し上げまして、そういう必要性を感じておりませんでした。ところが、警察への対応を住民課がなされるということになり、これはお酒を飲まれていた状態で町長室に入ってこられて、本を購入しろだとか、ちょっと趣旨はわかりませんでしたけれども、電話帳に私の電話番号が載っていないことについて2時間余り――これは議会中でございました――意見を言われまして、また、前総務課長も大変、仕事がない日にも対応、電話がかかってきたりしているということを受けまして、こうした事案の解消を当初予算でやるべきだと、計画的にやるべきだという御意見ではあられようかと思いますが、私としましては先週も役場でお見かけしましたけれども、ちょっと継続性があるという中で早急に緊急的な事案だと思い、この臨時議会が開催される機会がありますので、ぜひ早急な対応を求めさせていただきたいということで提案をさせていただいているところでございます。

警察OBの方に来ていただくと問題が解消するかという御指摘もございましたが、やはり警察OBの方であれば、こうした不当要求に対する対応の仕方、我々よりも法的にさまざまな知見をお持ちだと、そういう専門性があられることと私は理解しております。例えば、警察OBの方に尋ねた際に、すぐさま警察では、まず机の上にテープレコーダーを置きますよと、それを確認すると。この1つの行動で大きく違うこともあるだとか、それから発展した場合のマニュアルというものも経験上知り得ておられるということで、こうした機会を研修等を通じて職員に啓発する必要性は感じておりますけれども、まだそういう予算も、機会もございません中、当該事案に対応するにはこうした予算措置が必要ではないかと思い、御提案させていただいているところでございます。

御意見は十分にわかります。過去にも長時間にわたっての要求があったと、通学福祉バスの件だというお話もございました。こうした事案は要望がかなりエスカレートしたクレームみたいな内容だと認識されておられるかとは思いますが、今回の件は要望というよりもむしろ嫌がらせに近く、また、脅迫、威力を持って業務を妨害するといった類いのものだと私どもは考えておりまして、万が一、ここで事件が起きた場合に、私は責任を果たしたと言えるのかという思いで、この予算措置が必要だというふうに考え、上程をさせていただいているところでございます。ぜひ御了解、御理解いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

# 〇7番(吉富 隆君)

本会議において、きれいごと過ぎるんじゃないの。冒頭の説明はどがんやったですか。先ほどどがん言われたね。米多浮立の案件があったもんですから、この案件をついでに出したような言い方をされたじゃないですか。執行部はまとまっていないじゃないの。この議会において、きれいごとばっかり言うて通ると思うとんね。そういう問題じゃないでしょう。執行部のまとまり、提案するに当たって、どういう議論をしてあるんですか。

# 〇町長 (武廣勇平君)

冒頭に総務課長が申し上げました件だと思いますけれども、これは私、12月で当初予算案の骨格ができ上がった時点から2月に事案が発生して、3月の当初予算に盛り込むことができなかった上では、6月の定例会に出すのが議会に対する正しい行動だというふうに思っておりました。その後に6月では遅過ぎるんじゃないかという葛藤もございましたけれども、臨時議会を設けられる機会ができましたので、この機会にぜひ出すことが必要だというふうに思いまして、その意味では、総務課長が申し上げました米多浮立の予算が上がったからということでなく、臨時議会の機会があったからということで提案しているというふうに、執行部ではそういうふうに共有を、意識をしております。

以上です。

## 〇7番(吉富 隆君)

言葉のとり方だと思うけれども、議案の流れの中でそういったことを思いつきにしか僕は聞こえないよ。そういう気持ちがあるとするなら、議長と何でもうちょっと相談せんですか。やり方があるじゃないですか。順序がある。なぜそういうことをやらないの。本議会で一発勝負みたいなことで提案して。そういうことなんでしょうが。だから、3月定例会においても厳しく僕は議会軽視も甚だしいという言葉を使いましたけどね。もう早くの臨時議会でこういうことがあると夢でも思っていないし、そういう事案があるということさえ、我々はうわさでも聞かなかった。だとするならば、やはり委員会なり、全協なり開いて、きちっとした説明をすれば、何ということはない。人事案件て、こんなに緊急を要する問題ね。そうじゃないでしょうが。今までの経験上、行政がきちっとした形で対応してきた。それは首をはねるとかいう言葉は度が過ぎて、それは足が震うとかいう言葉も出ていますけれども、それは当然そうかもわかりません。それは言葉であって、手を上げた、暴力とか、そういうことであるとするなら、話は別だと思う。そういうことがあったにしろ、議会の立場というのをもう少し行政は考えて提案をしてもらわないと、できるものさえできなくなるということなんですよ。

私一人質問をしているようでございますので、私はこれで打ち切る気はないけれども、とりあえずほかの議員にも議長ちょっとお尋ねをしてみらんですか。よろしくお願いします。

## 〇議長(中山五雄君)

答弁は要りませんか。 (「後でまたします」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ありませんか。

## 〇4番(碇 勝征君)

この嘱託員報酬の予算の関係でございますけれども、確かに説明を受けまして、住民課長の生の声を聞きまして、私たち議会はもちろんでございますけれども、行政としては町民の安全と安心を守るための施策ということは当然なことでございます。実は私も現役時代に地区のほうにある方から呼び出しを受け、地区の区長さんともども目の前に座られて、それはもうひどいことを言われたり、ちらつかせられたり、非常に身の危険を感じた体験を持っております。だから、私は住民課長が対応した、もちろん副町長も、町長もでしょうけれども、やはり安全・安心を確保するためには、こういう手だてというのは、私はもう必要であるということは強く感じました。

確かに手続等々の問題がありましょうけれども、私はまずはそういう形で町民の皆様の 身の安全を守るための予算であるということを説明を聞きながら、そういうふうに感じま した。

住民課長にお尋ねですけれども、その後、20日、21日以後にそういう言動をされる方がお 見えになられましたか。

## 〇町長 (武廣勇平君)

まず、先ほど申しましたように、住民課の後に総務課等で、これは3月議会中でありました。もう退職をされましたので、申し上げるとどうかなと思いますけど、本当に執拗に長時間にわたって家にまで連絡をされて対応をされてこられて、本当にお疲れであったと思います。本当は定年退職間際でゆっくり過ごされること、今後のこともあられることで、本当に最後の最後に大変気を使っておられた姿を拝見しておりました。また、その後は私自身のところにも、先ほど申しましたように電話と、また、本の購入を勧められたりしたことがございましたので、住民課としてはその後の対応はなかったかと思いますけれども、私が知っている範囲では総務課、各課にあるのかもしれませんけれども、総務課ではそういう事案になっておりました。

また、総務課長が申しましたけれども、前任者のほうから引き継ぎ等をいただいているということでございますので、その答弁、総務課長のほうから内容について、どういう内容で引き継がれているか、説明させていただきたいと思います。

# 〇総務課長(北島 徹君)

この引き継ぎの件でございますけれども、引き継ぎ書の中に、警察OB雇用の件というものがございます。そのとおり読んでまいります。

近隣市町において、防犯や行政機関への不当要求対応等の見地から、警察OBの雇用が行われる傾向にある。本町でも平成26年度に雇う方向で検討している。人材については県防犯協会に相談するということで、人選していただける見込みであるというふうな引き継ぎを受

けております。

以上です。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに質疑ありませんか。

## 〇6番(岡 光廣君)

1点だけ執行部のほうに確認ですけれども、今回の分は発生したのが2月20日からスタートしているということですね。私もこの議運が始まるまでに内容的に一つも実は知らなかったわけでございます。そういうことで、初めて議運日程が3月28日あって、実質的に4月2日開催されたわけですけれども、その中において、期間的に発生してから今日までの状況で、行政から議会に対する要請、お願いですね、これは事実、この議運前の時点でどの時点で議会のほうに対応をお願いされたかどうかということをまず1点だけ確認しておきたいと思います。

#### 〇町長 (武廣勇平君)

お尋ねのお答えになるかわかりませんが、臨時議会が開催されるということを受けた、開催する提案を議会のほうにすると決めた時点で、この嘱託職員の採用を考えたということで記憶しておりますので、議会には議運をもって提案する旨を伝えたということになると思います。

## 〇6番(岡 光廣君)

このような重要案件について、要するに議会をもってその説明をするということは、同僚 議員のほうでも御質問がありましたとおり、やはり事前に議長のほうに相談して具体的にし て、事を進めていただくということが基本的な形じゃないかというふうに私も考えておりま す。

そういうことで、今回の場合は非常に議会軽視みたいな感じで、やっぱりもうちょこっと 重要案件に対する取り組み方を慎重にしていただかなければいけなかったんじゃないかとい うふうに実は判断しているわけです。

それで、もう1点つけ加えていきますけれども、今回の予算が5月から3月までということで予算計上しているというふうなことを言われておりますので、もしこの嘱託員採用が進められていくとするならば、将来的にどのような考えを持っておられるかということをまずお聞きしておきたいと思います。よろしくお願いします。

## 〇町長 (武廣勇平君)

先ほどの私の発言をちょっと訂正させていただきます。

議会にということじゃなくて、議長様に対する提案と、出す旨をいつ伝えたかということ でございますが、議運を始める前の段階で議会事務局に議会の開催、臨時議会をお願いする 旨を伝えた際に、議長様には当然議会の開催をお願いするという趣旨でございますので、議 案の内容等も事務的にお伝えをしているということでございますけれども、議会に対しては 議会運営委員会をもって私どもの開催、その概要の旨をお伝えしているということになると 思います。

また、この臨時議会についての開催することをいつ決めたかということでございますが、これは内示が来た次の日でございました。私が把握した、記憶しているのは、米多浮立保存会の総会があった日でございまして、3月26日に私自身が把握し、27日に臨時議会をお願いする旨とあわせて、この嘱託の職員の提案をさせていただきたいということで考えたところでございました。

また、今後の対応についてでございますが、今、起きている事案、これは緊急性があるという趣旨でこの対応の予算ということでございます。その他、過去にも議員の皆様方から言われましたように、生活保護申請の際に、某同和団体に所属している旨を語る者が同席され、担当職員へ申請書の記載等を強要されたり、昼休みに管理職へ苦情を寄せられた事案だとか、また、同人においては保護決定後、本人に医療受給券を発券する際に、特攻服を着た集団を従え、五、六人の威圧を与えた事例やら、えせ同和、えせ右翼を語り、私も最近もございますけれども、町に書籍を購入させようとする事例だったり、町に権限のない事務に関して威圧的な行動で強要したりする事例もございますので、そうした事案がございますので、そうしたことも含めて対応をしていただきたい。また、皆様方がかねてから議会防犯パトロールで行っていただいておりますけれども、防犯の観点で、交通安全の観点でも対応していただきたいというところで、今年度予算を提案させていただいているところです。この予算につきましては、先ほど申しましたように、5月1日から3月31日までの予算というふうになっているところでございます。

## 〇6番(岡 光廣君)

予算については理解できましたので、この間において、5月から3月31日までにいろんな 面で安定方向に進めばいいんですけれども、今後、これがやはり継続するとするならば、将 来的に安定する方向までお考えになっているかどうかという、その件だけです。

#### 〇町長 (武廣勇平君)

これは、たらればで仮定の話はできませんが、1つ客観的に見る考え方としては、みやき 町、隣町には防犯、県のほうから警察OBの方が入られて、そうした不当要求の事案は減ったというようなことを担当住民課のほうから聞き及んでおります。そうした対応を専門的な知見を持たれる方が来ることによって、不当要求の数が減ってくればよいと思いますが、ふえるようであれば、当然また継続していかなければいけないことになると思いますけれども、我々としては、この一番緊急性の高いこの案件についての対応を見ていただいて、ほかの通常の継続的で先鋭的ではないクレームに対する対応については、私どもこれまでやってきたとおりに職員で対応する、逆に啓発、研修等を行って、そういう機会をつくることで対応す

ることも含めて、これは全て協議検討事項になると思っております。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに質疑ありませんか。

# 〇7番(吉富 隆君)

本当に安全で安心なまちづくりというのは、議員の皆さん全員がそう思っておられるというふうに思います。しかしながら、執行部のやり方というのに大きな疑問がある。僕は逆に 臨時議会なんてせんでよかったと思っております。

そういうことはちょっと横に置いてでございますが、この事案について非常に疑問なんですよ。いつも町長はきれいごとを言い過ぎる。僕はそうしか聞こえない。このやり方自体がね。みやき町は今現在3人ほど入っておられます。そして、青色パトロールで業務をされているようでございます。佐賀県でほかにはない。ほかの議員さんともおつき合いがございますので、この議案書を見てからお電話でお尋ねをしたところ、どこでんあっくさい、このくらいの程度のことはと。全部行政で処理しているよという話でございました。

それと、今の町長の話では、一時的なものにしか聞こえない。 3月までの予算ですからね。 安全で安心なまちづくりとするならば、やっぱり継続は必要であろうと思います。曖昧な答 弁をしてもろうたんじゃ困るわけよ。安全で安心なまちづくりと言うならば、必要性のある けん、雇用をするわけですから。ただこの事案だけの問題で雇用するということはいかがな もんかと僕は思う。今までもこの程度と言うぎ、課長さんたちに失礼に当たるかもわからん けれども、ずうっと行政で処理をしてきています。まだひどかったです。

そういうことも経験をしてきておりますが、これは余りにも議会軽視過ぎる。2月の月にこれだけの事案が出ているんですから、2月13日木曜日からという話ですからね。それも、これはもっと前からあっているはず。うわさにさえなっていない。ここまで大げさに執行部の方は言われるけれども、確かに右翼みたいな形の言葉を使っているようでございますが、これは警察で対応できる問題であろうと。本当にうちに雇用して、費用対効果という面についてどうなのと。もし何かあったときということも言われるけれども、なかなかそういう人は手を上げるとか、そうするような人には聞こえない。僕は今までの執行部の説明では納得できない。これは町民の皆さんの安全・安心と言われるけど、今のところ、行政のところに総務課と住民課でしょう。それと、町長のところにいろいろと言われているわけですからね。だから、職場を安全にするためにと町長は言われよるわけでしょう。それは自分たちがきちっと担当課なり、毎週、課長会もあっているので、そこでどう対応するのかという話さえやっていないでしょう。総務課と町長と住民課だけ話してやっているんじゃないの。それは副町長もかたってあると思うけどね。今の話を聞くと、物すごく大きな問題だと執行部は言っているわけですよ。問題があるのには変わりはないと思うたいね。対応の仕方だと思うよ。緊急性って、何が緊急性ですか。自分たちが対応せんで、緊急性という言葉を使って提案を

する。町民の税金を2,700千円使うわけですから。

よそのまちにもこういう事例があるとするなら、わからんわけでもない。そういうことをするならば、当初、3月定例会でこういったきちっとした形をとるべきであると。どこかで議会としてもけじめをつけなきゃならない。今までもそうであったから。僕は今の答弁では納得できないと思います。ほかの議員さんは賛成しんさっかもわからん。で、私も町民の代表である以上は納得いくまでの質問はせざるを得ないし、納得しなきゃできないとはっきり申し上げておかなきゃならない。

ただ、町長、答弁だけして、こういう理由で申しわけなかったという言葉もない。そうでしょう。きょう、1時半から議会を始めて、最初の入り口からもう間違っているよ。きれいごと過ぎるじゃないですか。もっと慎重にあなたたちは議会に対して答弁せやこて。答弁になっていないじゃないの。そうしないと、毎回こういうふうな事案が出てくる。行き当たりばったりのようなことをやってもろうたっちゃ、議会としても困るわけよ。傍聴人もお見えになっとるからね。きちっと傍聴人も聞いてあるわけ。質問したかなら、しゅうごたっですよ。できないから黙っておられると思うたいね。私は住民の代表だと思っているから、こういう問題についてはやっぱり厳しく追及しておかないと。もうちょっと議会に対しても気を使うとか、執行部はきちっと町長中心にまとまって行政運営はしていかなきゃ。提案すりゃいいよって、通るよ、今の議会はて。言葉で出らんだけで、僕はそういうふうに感じる。だから、ほかの議員さんは質問もないようですので、私もこれ以上は言わないけれども、私は今の説明では納得いかないと。議会のあり方が間違っている。僕も安全で安心なまちづくりというのは、僕もそうしたい。そのため議会もパトロールをやっているんだから。議会軽視も甚だしいと僕は思う。だから、これについては納得いかないから、そういうことで御理解をいただきたい。

## 〇8番(大川隆城君)

私もちょっと質問させて……

# 〇議長(中山五雄君)

ちょっと済みません。ごめんなさい。先ほどの答弁は要りませんか。 (「はい」と呼ぶ者 あり) いいですか。済みません。どうも。

## 〇8番(大川隆城君)

実は、先ほど同僚議員からいろいろ何といいますか、嫌がらせといいますか、そういうことがあったという話が出ましたが、実は私もその体験がございます。1つは書籍の購入についての電話での問い合わせ、それを断った際の文言が極めて厳しい言葉に変わったという経験もしました。それから、電話での応対、これも1日に10回以上ということもありました。そういうことの経験もありましたけれども、1つお尋ねしたいのは、先ほどの答弁をお聞きした範囲では、行政にいろんな事柄があった場合に対してというふうなことかなと聞こえが

したんですけれども、こういうふうに、例えば、私たち議員の中にそういうことがあった場合に、実はこうだったよと、報告といいますか、したときに、仮にこの警察OBの方がおいでになったとしたときに、対応ができるものかどうか。

それと、今度は一般の町民の皆さん方の中にも、ひょっとしたらそういう類いのことを受けられる場合もあるかもしれません。それは大体警察にということが、流れ的にはそうかもしれませんが、仮に先ほど言いましたように、町にそういう方がおいでになった場合には、町民の皆さんがそういう関係があったときに、実はこうでしたというふうに連絡があった場合に対応ができるものかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

## 〇町長 (武廣勇平君)

もうおっしゃるとおりでございます。この事案が起きたことで緊急的な対応が必要だと思いまして提案をしておりますが、申し上げましたように、ほかの課にわたっての不当要求は全て対処していただくものと思っておりますし、また、交通安全、防犯の面でも仕事として取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

先ほどの議員の方から御質疑がございましたけれども、私どもとしましては、陳謝するということでなく必要性を、私自身は最初は思っておりませんでしたが、やはり連続して継続して、そして、深夜に及ぶ不当要求で、大川議員申されましたように、職員のメンタルもあわせて心配をしているところでございます。特に68名の職員数で精神的にも仕事の負担が多い中、そうした不当要求をされる方の威圧的な言動に萎縮する傾向が本町にはございます。威圧的な言動をもとにストレスを抱え、病を生じるというようなことは一般的にありますし、それには対応の仕方というものは専門性を持った方が必要であるということが、専門性がある人が必要ということにも、研修やら、専門性を持った人による研修等が必要だと思っておりますので、こうした人を採用していきながら、機会を持って不当要求に対する対応の仕方等の研修の場を設けていきたいともあわせて思っているところでございます。

そうした意味で、今言われました事案についても対応していただけるものと理解していた だきたいと思います。

#### 〇議長(中山五雄君)

大川議員、いいですか。 ほか質疑ありませんか。

## 〇7番(吉富 隆君)

もう1点だけ、これはお尋ねですが、不当要求という言葉が町長から出ているが、どうい う不当要求をされているんですか。

#### 〇町長(武廣勇平君)

これは先ほど住民課が申し上げました事案そのものでございます。例えば、町の所管事務でない事案について、私は直接応対はしておりませんが、北方領土へ行く場合のパスポート

等の旅券発給事務に関する対応を求められたり、私自身に来ましたのは本を購入せよと、1万冊あるから1万冊購入せよということであったり、また、夜中に電話でかかっていることも要求と含めれば、本当に、大体1分間のうちに4つ以上は要求をされますので、そういう頻度でまくし立てて要求をされるということでございますので、一つ一つ私自身は記録にとどめておりませんけれども、今、住民課が申し上げたことは、説明はしているんです。町の対応する事務ではないということは申し上げておりますが、それもかかわらず、プレッシャーをかけられ、首をはねるぞと言われた際には、やはり職員のメンタルは気にしなきゃ、長としての務めは果たしていないというふうに私自身は判断をしております。

## 〇7番(吉富 隆君)

今現在、2月21日以降は、そういう不当要求等々については住民課にはないのか。

# 〇住民課長 (江頭欣宏君)

2月21日以降はあっておりません。ただし、2月22日土曜日の午前9時10分ごろ、係員の 自宅のほうに電話があって、係員は土曜開庁業務についておりましたので、奥さんが対応さ れており、係員はおるかということで言われて、奥さんが怖くなって警察に連絡すると言っ たら電話を切られたということで報告を受けております。

以上でございます。

## 〇7番(吉富 隆君)

2月22日以降はもうあっていないということなんですね。

## 〇住民課長 (江頭欣宏君)

今のところあっておりません。

#### 〇町長(武廣勇平君)

今、2月22日以降はあっていないというのは、恐らく庁舎全体を指しておられると思いますが、住民課ではあっておりませんが、先ほど来申し上げていますように、総務課初め、私自身にも被害をといいますか、そういう要求を行っておられます。

# 〇7番(吉富 隆君)

町長、最後、あなたに要求があったのはいつね。

#### 〇町長 (武廣勇平君)

さきの議会中は連続してあった日もありましたし、(発言する者あり)3月議会中ですね。 終わった後は、庁舎ではお見かけしましたけれども、私自身の部屋に入ってこられてはあり ませんが、私自身もお見かけしたということでございます。先週ですけどね。

#### 〇7番(吉富 隆君)

そうしますと、3月定例会は14日に終わっていますので、それ以降は何もあっていないということなんですよね。

# 〇町長 (武廣勇平君)

先週、役場におられるのを私は見たということを申し上げさせていただきました。その間のこの予算を組み立てる上で住民課の緊急性のことをまず申し上げなければいけないということを考えておりましたので、その後の3月14日以降の庁舎内における不当要求、当該人物による不当要求についての調査を私自身は行っておりません。住民課の事案を受けて起案が上がり、この嘱託職員の対応を予算化したいという旨で決裁をしたところでございますので。以上です。

# 〇7番(吉富 隆君)

そうしますと、3月議会は14日に終わったので、その後は何もあっていないというふうに理解をいたします。そうしますと、これは時期尚早じゃないのかと。警察にお届けになったので、やっぱり自粛されているというふうに考えるべきであろうと思います。やっぱり司直の手に持っていくと、そういう人たちは自粛するんですよ。だから、緊急性があるのかという問題なんですよ。もうちょっと行政で様子を見るとかしていただいてやっても遅くはないと僕は思うし、だから、緊急性はないと僕は言っているわけですから。ただ、人事案件を臨時議会でということは今まであり得ない。そういうことを勘案して質問しているんですよ。だから、納得いかないと僕は思っている。

## 〇町長(武廣勇平君)

2月20日に警察に出向き、住民課長のほうから、かくなる事案についての説明をされた後は来ていないという御理解を今議員されましたが、私申し上げましたように、それから約1カ月過ぎた3月議会中にも執拗に連続性を持って要求をされたということで認識しております。先週も私自身が役場の中でお見かけしたということを申し上げましたので、これがやんでいるのかどうか、さらなる調査をせよということでおっしゃるかもしれませんが、私自身は継続して要求をされているというふうに理解をしているところでございます。

## 〇住民課長 (江頭欣宏君)

2月22日以降来られておりませんが、そのほかに、町民の方で3月中旬に入り、飲酒されたお客様が数名おられまして、大声を上げ、意味不明な苦情を言っておられます。特に住民基本台帳カードの当日交付の強要、これは国の委託機関に作成を依頼するために、申請から約2週間程度かかるので、当日発行を強要されてもかなうものではありません。それと、パスポート申請ですけれども、これも当日申請で当日発給を請求された事例としてありまして、申請受理、県の旅行センターの審査を受けて交付する事務の流れとして5日間かかりますので、こういった説明をしても来庁された方は不満を申されて、なかなか帰られないということで、係員が苦慮した事例が3月中旬に2件ほどあります。

こういった事案についても警察OBの方がおられれば、即対応で対応できるかというふう に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### 〇7番(吉富 隆君)

22日以降はなかったって、はっきりあんた申したんよ。そして、3月中に2件あったとかさ。あなたたちが予算をこうして提案したときには、何を聞かれるかわからんでしょうが。きちっとあなたたちは明細に書いておかなきゃ。ちぐはぐやないね。何をあんたたち答弁しよっと。町長、そうでしょう。ちぐはぐやん。そういうことをきちっと、本議会ですよ、ここは。やらなきゃ。ああ言えばこう言うて、逃げ口みたいな答弁をする。信頼性がないじゃないね。もっとしっかりしてくれなきゃ。町長、あなたの指導が悪い。

# 〇町長 (武廣勇平君)

そう威圧的に言われますが、今、先ほどの文脈では、この当該不当要求の事案について2 月22日以降あるか、ないかの確認をされたので、住民課長はありませんと申し上げたと、こ こにおられる方は皆さんそういうふうに理解されていると思います。

今、加えて言われたのは、この当該事案以外にも、ほかにも不当要求事案はあるということで申し上げましたので、そこはぜひ御理解いただきたいなと思います。

## 〇7番(吉富 隆君)

あのね、町長、理解してくいろて、僕は22日以降はなかったって課長は答えたから、それを理解しろって、どういう意味ね。3月中に2件ほどあったって、後からつけ加えるから、それはどがん僕は理解せんばですか。ほかの議員さんはどうか知らんよ。ほかの議員さんはそう思うちゃろうて、今、町長言われるけれども。2月22日以降はありませんでしたって確認を僕はした。なら、3月中に2件あったって。どがん理解せんばですか、町長。威圧的にって言うけど、厳しく言わなきゃでけんような答弁をするから言っているわけよ。

#### 〇町長 (武廣勇平君)

かぎ括弧つきで、先ほど来、お話を前述しております当該事案についての事案について2月22日以降あるかという文脈で私も捉えておりましたので、ここにおられる方が全てその事案について22日以降に要求をされたことがあるかというふうに捉えておられるというふうに思いましたが、私の思い上がりかもしれません。思い過ごしかもしれません。不当要求について、議員は2月22日以降にあるか、ないかを問われたということであれば、私どももちょっとそれに誠実に答えていないと思いますので、2月22日以降、住民課が対応している分については2件の件数で、今、課長が申し上げた事件がございます。

以上です。

## 〇7番(吉富 隆君)

あのね、町長、後で訂正するような答弁じゃいかんとよ。22日以降何にもなかったとするならば、この案件が下火になってきたというふうに僕は捉えたから、時期尚早ではないかと、こう言っているわけですから。そうでしょう。2月22日以降、何もその威圧的な言葉が本人さんが言わないとするならば、下火になりつつあるというふうにしか考えられんじゃないで

すか。町長は僕がちょっと厳しゅう言うたら、威圧的にて言われるけれども、言わざるを得んような答弁じゃないですか。違うのかね、僕が言っているのは。本来の姿として、中身については僕ら全然知らなかったんだから、やっぱり腹いっぱい聞いて、自分なりの判断をするのが議会なんですよ。納得したという方は賛成されるでしょう、議員の皆さんはね。今のような流れでは僕は信頼できないと言っているわけですから。もうちょっと町長、厳しく教育をせんと。本議会だけはきちっとやろうよって、3月定例会から僕は言ってきたはず。そこら辺を毎週、課長会議があっているので、その中でもやっぱりきちっとした形をとるべきじゃないですか。へ理屈を言っているわけじゃないよ。議会の立場として言っているわけ。10人の議員さんがおられて、一人一人考え方が違うだろう。賛成しても、議会には責任があるぞ。反対するにはなおさら理由が必要。それが議会の置かれておる立場だと僕は思っている。だから、自分が納得いくまで質問するわけ。町長、威圧的に言っているわけではないよ。逆に理解してほしか。僕はそう思うので、この案件につきましては納得できないということで御理解をいただきたい。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに質疑ありませんか。

## 〇6番(岡 光廣君)

住民課長のほうにちょっと確認ですけれども、22日以降あっていないということで2件ほど言われましたけれども、それをはっきりともう一回一応報告をお願いしたいということと、もう1つが、一応この議案が承認された時点において、今後、嘱託員さんの配置の問題、要するに同僚議員のほうも総合的な、どのように対応していただくかというような御意見等も出ておりましたので、採用後、組織上どのような配置をなされるかと。この2点だけをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

## 〇住民課長 (江頭欣宏君)

岡議員の質問でございます。吉富議員には大変御迷惑かけております。2月22日土曜日午前9時10分ごろ、本人より係員の自宅に電話があって以来、本人からはその後あっておりません。ただし、3月に入りまして、ほかの町民の方が住民課のほうに来られて不当要求をされた事案が2件あります。

以上でございます。済みません、御迷惑かけます。

## 〇6番(岡 光廣君)

その不当要求というのは、回答できましたら、はっきりと言っていただきたいと。もう全て今までの状況で内容的に回答をしていただいておりますので、もし、この不当的な内容を言うことができれば言ってください。

## 〇住民課長 (江頭欣宏君)

済みません、3月の2件の件でございます。

住民基本台帳カードの当日発行の強要でございます。この住民基本台帳カードにつきましては、国の委託機関に作成依頼をするために約2週間程度かかりますので、当日発行を言われてもできない事案でございます。

2点目のパスポート申請は、当日申請で当日発給をされた事案でございまして、パスポート申請は申請受理、県の旅行センターの審査を受けて交付するまで約5日間かかりますので、 当日発行は無理ということで説明をさせてもらっております。

以上でございます。

## 〇副町長 (八谷伸治君)

私のほうから、警察OBの方の嘱託員さんの配置の件についてお答えいたします。

総務課のほうに配属していただきまして、いろんな事案等に対応していくような形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

#### 〇議長(中山五雄君)

ほかに質疑ありませんか。

#### 〇8番(大川隆城君)

私は米多浮立関係のことで1つお尋ねしたいと思いますが、先ほど課長の説明の中で、その3項目の中に浮立の継承計画の関係について専門家に依頼をして計画を立てるという答弁がございましたが、この計画というのは、例えば、今後10年間とかいうようなことでの計画を立てられるものか、どういうふうな形で立てていかれるものか、それをお尋ねしたいと思いますし、また今後、将来的には、今は米多地区という形で前牟田地区ということでされているのを将来的には町がというふうなお話も出ておりましたけれども、そういうのも保存会の皆さんとの協議、当然されていると思うし、されると思いますが、その辺も含めてこの計画の中に織り込んでいかれて、将来的には町でというふうになるものかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

# 〇文化課長 (原田大介君)

今の大川議員の御質問ですが、まず、米多浮立の計画ですが、町の計画につきましても10年間の総合計画というのがございます。ですので、この米多浮立の計画につきましても10年、あるいは20年ぐらいのスパンのところまで見据えたところで策定していければと考えているところです。

それから、町の文化行事としてという、先ほど私、発言しましたけれども、これも含めた ところで、中身としては検討していきたいと。

それから、保存会のほうともこれらにつきましては協議をしていって、最終的には前牟田 地区が魅力ある地区だというようなところまで持っていけたらなと。それで、前牟田地区の ほうに皆さん新しく入ってこられる方々とかがお住まいになって、地区の発展までつなげて いければなというぐらいのところまで、今度の計画の中には盛り込んでいければと考えているところでございます。

以上です。

## 〇8番(大川隆城君)

それともう1つお尋ねしますが、この継承計画の中にPRの関係も含めて子供浮立を立ち上げる、あるいはてんりゅうくんですね、キャラクター、てんりゅうくんのぬいぐるみをというお話も出ておりましたけれども、前回の議会の折にもこの関係を質問させていただいておりましたが、町としてのゆるキャラをという話の中でてんりゅうくんの話も出ておりました。最終的には公募でやることがというようなことだったかと思いますが、それに加えて、この保存会の皆さんとの協議を踏まえてということも答弁の中におっしゃっておられましたけれども、最終的にはいつの時点でこのてんりゅうくんの取り扱いについて米多浮立独自のものとなるものか、それとも、町全体のという形になるものかは保存会との話し合いの結果いかんだと思いますけれども、最終的にはどの時点あたりでその辺が決まっていくものか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

#### 〇文化課長 (原田大介君)

今回の事業では、あくまでもてんりゅうくんの着ぐるみにつきましては、米多浮立をPR するためのキャラクターという位置づけでつくって活用していきたいと考えております。今後は前回の議員の御質問のときもお答えしましたけれども、全町的なことを考えまして、公募という形で町のキャラクターと直接米多浮立のてんりゅうくんがそのまま昇格するということじゃなくて、考えていかなければいけないのかなと思っているところでございます。以上です。

## 〇8番(大川隆城君)

もう一回繰り返しになりますが、確認のためお尋ねしますけれども、町のキャラクターの 関係で、てんりゅうくんを含めたところで協議をという言葉も前回出ておりましたけれども、 最終的に、じゃ、26年度中ということか、それとも、大体どれくらいには結論を出すという ことか、その辺、1点ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### 〇町長 (武廣勇平君)

これは議員の御質問で私が答弁申し上げたと思います。町のキャラクターについては、この米多浮立保存についての事業、過疎地域等自立活性化推進交付金が交付されるということがまだ決まっていない、記憶では申請をする前だったと思いますけれども、質問を受けて、町のキャラクターも米多浮立のてんりゅうくんを含めて公募をもって検討していきたいということで申し上げたと思います。

今回、先ほど文化課長から説明がございました過疎地域等自立活性化推進交付金による米 多浮立においてのマスコットキャラクターを予算として考えておりますので、これは米多浮 立によってのみ、てんりゅうくんはできるわけですけれども、町のキャラクターについては これまでの考え方を変えて、今後につきましては町のキャラクターをつくるべきだというこ とであれば、議会からの御意見もあれば、我々としてはまた検討をしていきながら、その際 はてんりゅうくんを除く公募等をやっていくべきであろうというふうに考えております。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

# 〇議長(中山五雄君)

ほかに質疑ありませんか。

## 〇4番(碇 勝征君)

この歳入の過疎地域等自立活性化推進交付金ですかね、これは所管は総務省ということの 説明がございましたけれども、これは新設の補助項目なのか、今後継続されるような交付金 なのか、そこら付近、何かわかりましたら教えていただきたい。継続性とするならば、また、 町内でこの活用をするような考え等があるかどうか、お尋ねしたい。

#### 〇企画課長(髙島浩介君)

この交付金につきましては、昨年度も村の産直のほうで利用させていただいております。 現在、改築のほうまで竣工をいたしておるところでございます。今年度、26年度につきましてが米多浮立ということで、来年度につきましても一応継続ということではございますが、 全国的な利用量調査というのが参りまして、その中で全国的なバランスをとりながらという ことになっております。

私のほうからは以上です。

## 〇議長(中山五雄君)

碇議員いいですか。(発言する者あり)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第7 討論・採決

#### 〇議長(中山五雄君)

日程第7. 討論·採決。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

「替成者起立〕

#### 〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第32号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第1号)の討論に入ります。討論はありませんか。

# 〇7番(吉富 隆君)

私は反対の立場で討論させていただきます。

まず、この32号議案に反対するに当たって、前置きをしておきたいというふうに思います。 米多浮立の問題がここに入っておりますが、これにつきましては、私は反対をすることじ ゃございません。前置きとして言っておきますが、米多浮立の予算関係については僕も賛成 でございますが、一括上程でございます。一般管理費のほうでの反対ということで反対討論 をさせていただきます。

と申し上げますのは、人事案件につきましては臨時議会でやるべきものではない。答弁に つきましても、きちっとした形の答弁ができないと。そういった理由、2点の理由をもちま して反対をさせていただきます。

## 〇議長(中山五雄君)

次に、賛成討論。

# 〇4番(碇 勝征君)

私は賛成の立場で申し上げます。

やはり町民の安全・安心を守るため、加えて町内の安全・安心、もちろん私たち議会に対してでもございますけれども、やっぱり町民の皆様なり、職員なり、私たちに対して、そういう反社会的な言動を発するような行動につきましてはあるべきじゃないということで、私は今回のこの32号追加補正につきましては、賛成の立場ということで申し上げます。

以上です。

## 〇議長(中山五雄君)

ほかに反対討論はありますか。

ないようですから、これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### 〇議長(中山五雄君)

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は全部終了いたしました。 これをもちまして会議を閉じます。

平成26年第1回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

# 午後3時56分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 中山 五雄

上峰町議会議員 原田 希

上峰町議会議員 寺崎太彦